

監査基準報告書 550「関連当事者」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 550</p> <p style="text-align: center;">関連当事者</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終改正 2024年9月26日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第25号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 《1. リスク評価手続とこれに関連する活動》 (省 略) 《(1) 関連当事者との関係及び関連当事者との取引の理解》 (省 略)</p> <p>13. 監査人は、経営者が以下のために構築した内部統制がある場合には、それらの内部統制を理解するため、経営者及びその他の企業構成員に質問を行うとともに、適切と考えられるその他のリスク評価手続を実施しなければならない (A14 項から A19 項参照)。</p> <p>(1) 適用される財務報告の枠組みに準拠した、関連当事者との関係及び関連当事者との取引の識別、処理及び開示</p> <p>(2) 関連当事者との重要な取引や取引条件についての権限の付与及び承認 (A20 項参照) (省 略)</p>	<p>監査基準報告書 550</p> <p style="text-align: center;">関連当事者</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正 2023年1月12日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第25号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 《1. リスク評価手続とこれに関連する活動》 (省 略) 《(1) 関連当事者との関係及び関連当事者との取引の理解》 (省 略)</p> <p>13. 監査人は、経営者が以下のために構築した内部統制がある場合には、それらの内部統制を理解するため、経営者及びその他の企業構成員に質問を行うとともに、適切と考えられるその他のリスク評価手続を実施しなければならない (A14 項から A19 項参照)。</p> <p>(1) 適用される財務報告の枠組みに準拠した、関連当事者との関係及び関連当事者との取引の識別、処理及び開示</p> <p>(2) 関連当事者との重要な取引や取引条件についての権限の付与及び承認 (A20 項参照) (省 略)</p>

新	旧
<p>《4. 識別した関連当事者との関係及び関連当事者との取引の処理及び開示の評価》</p> <p>24. 監査人は、監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第10項から第15項に従って財務諸表に対する意見を形成するに当たり、以下の事項を評価しなければならない（A45項参照）。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>《Ⅳ 適用》</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>《4. 識別した関連当事者との関係及び関連当事者との取引の処理及び開示の評価》</p> <p>24. 監査人は、監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第8項から第13項に従って財務諸表に対する意見を形成するに当たり、以下の事項を評価しなければならない（A45項参照）。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>《Ⅳ 適用》</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） ・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）

以 上